

第 6 9 号議案

加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 1 条 加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(加東市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 加東市介護保険条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第 3 条 加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 6 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」

を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 加東市後期高齢者医療に関する条例(平成20年加東市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(加東市入湯税条例の一部改正)

第5条 加東市入湯税条例(平成27年加東市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の加東市介護保険条例附則第14項の規定、第3条の規定による改正後の加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第6項の規定、第4条の規定による改正後の加東市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定及び第5条の規定による改正後の加東市入湯税条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第69号議案 要旨

加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同法に規定される延滞金の割合等の特例に係る規定の文言が改正されることに伴い、同法に準じて定める各債権の延滞金の割合の特例の規定において所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正（第1条関係）

延滞金の割合の特例において「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めること。（附則第3項）

(2) 加東市介護保険条例の一部改正（第2条関係）

延滞金の割合の特例において「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めること。（附則第14項）

(3) 加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正（第3条関係）

延滞金の割合の特例において「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めること。（附則第6項）

(4) 加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正（第4条関係）

延滞金の割合の特例において「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めること。（附則第2条）

(5) 加東市入湯税条例の一部改正（第5条関係）

延滞金の割合の特例において「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めること。（附則第2項）

3 施行期日 令和3年1月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正（第 1 条関係）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合 _____に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。</u></p> <p>○加東市介護保険条例の一部改正（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>1 4 当分の間、第 1 1 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。） _____に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては<u>その年 _____における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>1 4 当分の間、第 1 1 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パ</p>

一セントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

○加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正（第3条関係）

附 則

（延滞金の割合の特例）

6 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合

一セントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（延滞金の割合の特例）

6 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合

をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

○加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正(第4条関係)

附 則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3

をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3

パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。

○加東市入湯税条例の一部改正（第 5 条関係）

附 則

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第 10 条に規定する延滞金の年 14. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合 _____ に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特定基準割合適用年」という。）中においては、年 14. 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には年 7. 3 パーセントの割合）とする。

パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。

附 則

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第 10 条に規定する延滞金の年 14. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年 14. 6 パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には年 7. 3 パーセントの割合）とする。